

## 令和7年度特別職報酬等審議会（第1回）

令和7年7月30日（水）

### 本日の検討内容

- 1 昨年度の特別職報酬等審議会の内容（振り返り）・・・P2
- 2 いつまでに結論を出すのか。（スケジュールの共有）・・・P3
- 3 どういった視点で考えていくのか。（制度、現状、経緯の整理）・・・P4～14
  - ①地方自治法・・・P4
  - ②佐世保市特別職報酬等審議会条例・・・P4
  - ③特別職の報酬等にかかる国の通知・・・P5
  - ④特別職報酬・退職手当率検討の視点・・・P6
  - ⑤特別職の報酬について・・・P7
  - ⑥市長・副市長の退職手当について・・・P12
- 4 次回審議会に向けての整理事項など・・・P15

## 1 昨年度の特別職報酬等審議会の内容（振り返り）

① 開催回数：3回（8/19、10/11、12/11） ※各回の概要、主な意見・質問は「別紙1」のとおり

### ② 答申内容

(1) 市長、副市長の給料月額は、据え置くことを適当と認める。

（※参考：市長1,058,000円、副市長873,000円）

(2) 市議会議員の議員報酬月額は、次のとおり改定することを適当と認める。

議 長	672,000円	(+ 10,000円)
副 議 長	611,000円	(+ 9,000円)
常任委員長	581,000円	(+ 8,000円)
議 員	571,000円	(+ 8,000円)

(3) 改定の時期は、令和7年4月1日を適当と認める。

(4) 改定理由

- ・一般職員の給与改定等との均衡を考慮した。
- ・現下の経済情勢及び本市の財政状況を勘案した。
- ・中核市及び県下主要都市の状況等を考慮した。
- ・今年度の人事院勧告を踏まえた他自治体の動向や今後の社会情勢等を注視し、来年度以降も引き続き検討を行うこととした。

## 2 いつまでに結論を出すのか。

- ① 答申を踏まえた報酬額の適用⇒令和8年度から適用したい
- ② そのためには、関係条例の改正案及び予算案を令和8年3月定例会市議会に提出する必要
- ③ 令和8年3月定例会市議会に提案する条例改正、予算編成等の準備作業や調整のためには、本年11月をめどに結論を得る必要

### ・スケジュール案

7月	第1回開催（今回）	白紙諮問・方向性の整理
8月～10月	2回から3回開催	具体的な金額の検討、答申案の策定

### 3 どういった視点で考えていくのか。(制度、現状、経緯の整理)

#### ① 地方自治法（抜粋）

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2・3（略）

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2（略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### ②佐世保市特別職報酬等審議会条例

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 市長は、必要に応じ、市長及び副市長の退職手当の支給基準について、審議会の意見を聞くものとする。

### ③特別職の報酬等にかかる国の通知（要旨）

#### ●地方公務員の給与制度の改正について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）抜粋

・ **特別職の地方公務員の給与改定**を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと。

ア 国家公務員の特別職の給与改定

イ 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯

ウ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い

エ 他の地方公共団体との均衡

#### ●特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治省行政局公務員部長通知）抜粋

・ 特別職の報酬等は、その**職務の特殊性**に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

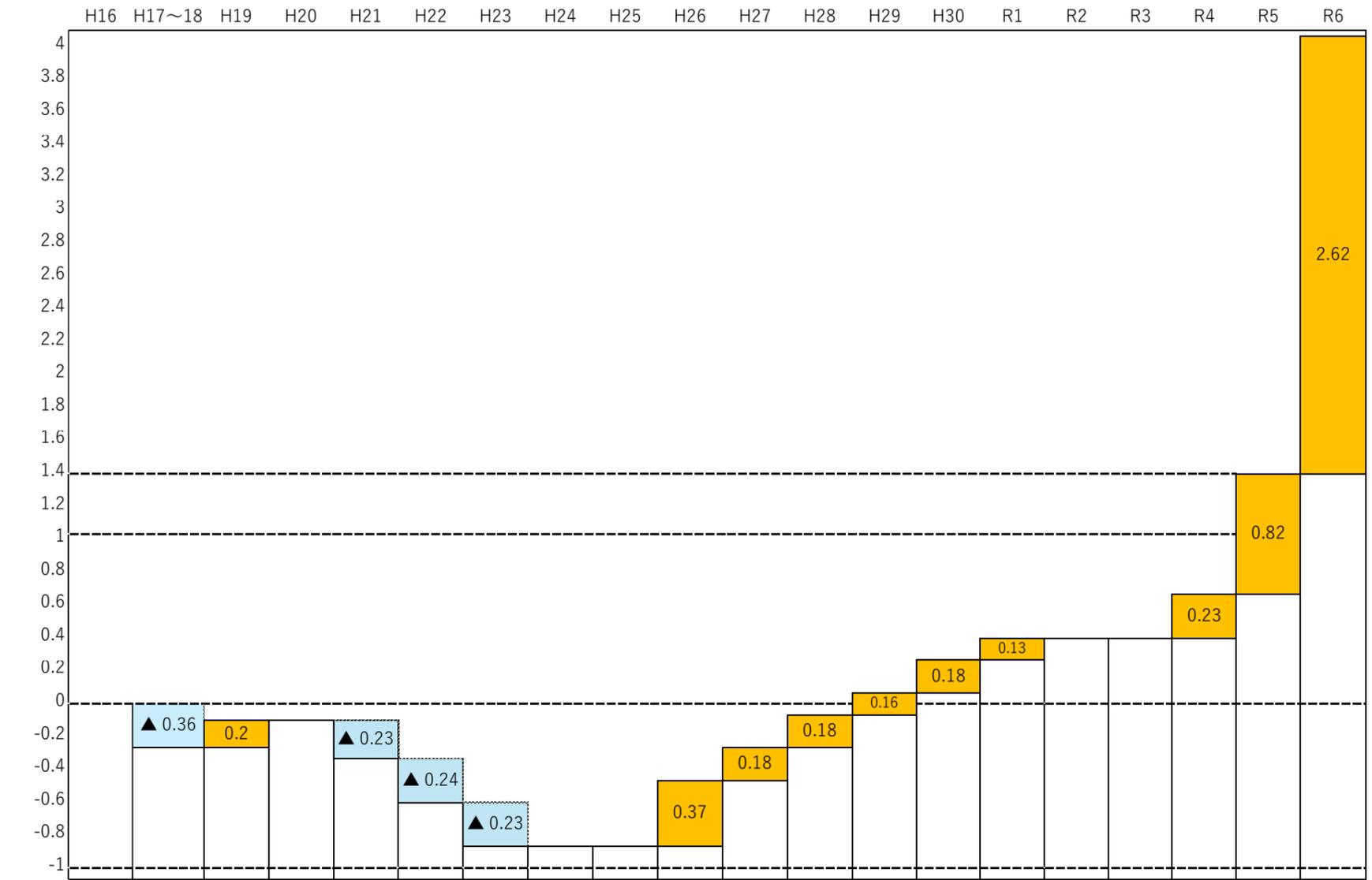
④ 特別職報酬・退職手当率の検討の視点

視点	視点の詳細
①過去における報酬等改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職では、過去にどのような改定が行われてきたか。</li> <li>・一般職ではどのような改定が行われてきたか。(人事院勧告などの日本全体の傾向の反映)</li> </ul>
②他市との均衡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模が類似、権限が同等の中核市の中での位置づけは適切か。</li> <li>・長崎県内市の中での位置づけは適切か。</li> </ul>
③総合的な観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公選職としての職責に応じた水準であるか。(魅力含む)</li> <li>・本市の財政状況などを踏まえて適切な水準であるか。</li> <li>・市民の理解が得られる水準であるか。</li> </ul>

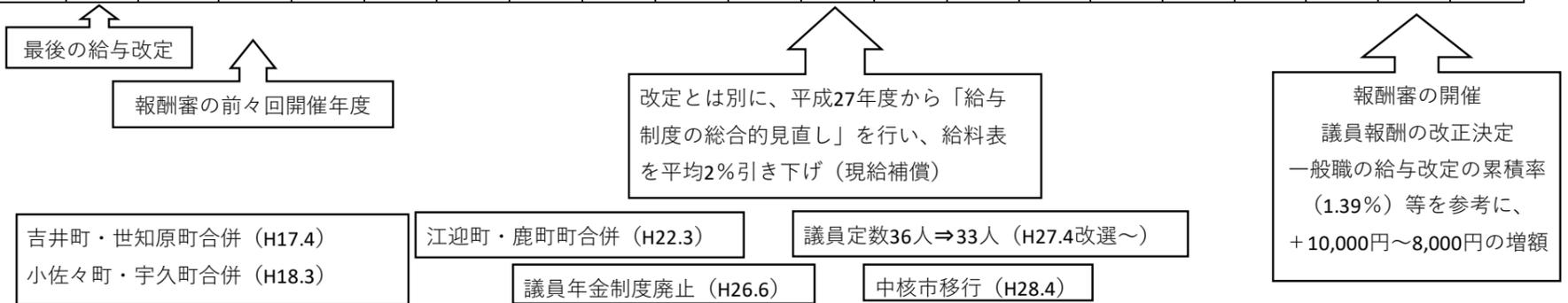
⑤ 市長・副市長の給与、議員等の報酬額について

① 過去における給与、報酬改定の経緯

● 一般職の給与改定率の推移



改定率	0	▲0.36	0.20	0.00	▲0.23	▲0.24	▲0.23	0.00	0.00	0.37	0.18	0.18	0.16	0.18	0.13	0.00	0.00	0.23	0.82	2.62
累積	0	▲0.36	▲0.16	▲0.16	▲0.39	▲0.63	▲0.86	▲0.86	▲0.86	▲0.49	▲0.31	▲0.13	0.03	0.21	0.34	0.34	0.34	0.57	1.39	-



⇒平成16年度の改定後、平成19年度まで毎年報酬審を開催してきたが、当時は改定の判断要素の一つである一般職の給与改定が小幅にとどまっていたことから、一定の改定幅が蓄積された時点(おおむねプラスマイナス1%程度)で開催することとした。

⇒令和5年度の一般職の給与改定により、累積がプラス1%を超えた(+1.39%)ことから、翌令和6年度に審議会を開催し、市長・副市長に比べて中核市内の順位が低い議長・副議長・議員等の報酬額を引き上げることとした。

②他市との均衡の視点

●特別職報酬の中核市（全 62 市）・県内市比較

	月額	月額の中核市順位 ( ) 内は前年度	長崎市	諫早市	大村市
市長	1,058,000 円	40 位 (39 位)	1,096,000 円	960,000 円	930,000 円
副市長	873,000 円	44 位 (43 位)	892,000 円	780,000 円	753,000 円
議長	672,000 円	47 位 (47 位)	744,000 円	560,000 円	493,000 円
副議長	611,000 円	47 位 (52 位)	679,000 円	480,000 円	419,000 円
議員	571,000 円	52 位 (53 位)	625,000 円	450,000 円	400,000 円

●長崎市との比較

	佐世保市	順位	長崎市	順位	月額差
人口(R6.1.1)	236,906 人	55 位	395,843 人	23 位	
市長	1,058,000 円	40 位	1,096,000 円	22 位	▲38,000 円
副市長	873,000 円	44 位	892,000 円	29 位	▲19,000 円
議長	672,000 円	47 位	744,000 円	19 位	▲72,000 円
副議長	611,000 円	47 位	679,000 円	23 位	▲68,000 円
議員	571,000 円	52 位	625,000 円	24 位	▲54,000 円

### ③総合的な視点

#### ●中核市内での各種指標順位

指標	数値	順位
人口（R6.1.1 住民基本台帳）	236,906 人	55 位
職員数	2,438 人	46 位
ラスパイレス指数（R6.4）	98.5	41 位
最低賃金（長崎県）	953 円／時	39 位
市長給料月額	1,058,000 円	40 位
標準財政規模（R5 決算）	60,543,303 千円	54 位
財政力指数（R5 決算）	0.53	60 位
経常収支比率（R5 決算）	94.2%	36 位

本市の人口や財政規模は  
中核市の中で下位グループ。

●市の財政状況の推移（過去5年）

( ) 内は前年度比

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
歳入	1,367 億円	1,571 億円	1,447 億円	1,389 億円	1,367 億円 (▲22 億円)
うち市税	298 億円	291 億円	292 億円	297 億円	298 億円 (+1 億円)
歳出	1,324 億円	1,514 億円	1,387 億円	1,332 億円	1,319 億円 (▲3 億円)
基金	220 億円	215 億円	232 億円	225 億円	225 億円 (+41 万円)
市債残高	1,096 億円	1,082 億円	1,071 億円	1,046 億円	1,008 億円 (▲37.4 億円)
財政力指数	0.53	0.54	0.53	0.53	0.53 (±0)
経常収支比率	92.5%	92.4%	90.3%	93.0%	94.2% (+1.2%)

令和 5 年度の決算では、歳入歳出の差引で約 48 億円の黒字。基金の残高は前年度と同水準であり、目標としていた金額を確保。市債残高についても約 38 億円減少させることができ、また、コロナ禍及び物価高騰対策を講じながら第 7 次総合計画前期基本計画の最終年度において掲げたまちづくり関連の取組を積極的に推進することなどにより、活力ある地域づくりが進んだことなどを含め、総じて堅調な財政運営ができたものと考えている。

しかし、佐世保市は自主財源に乏しいことから、財政的に安定しているとはいえず、引続き歳入・歳出両面からの収支改善策の断行が必須となっている。

※用語の解説 (P11、P12)

- ラスパイレス指数 … 国家公務員の俸給月額を 100 とした場合の本市の一般行政職の給与水準を表す指標。学歴別、経験年数別の職員構成が国と同一と仮定して算出される。
- 標準財政規模 … 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。
- 経常収支比率 … 財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標。地方税・普通交付税などの、使い道を制限されない毎年収入される性質の収入(経常的な収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出(経常的な支出)の割合。同比率が低いほど財政構造に余裕があるといえる。
- 財政力指数 … 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。同指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。

⑥ 市長・副市長の退職手当について

○退職手当の計算：【給料月額×在職月数×支給率】

①過去における支給率改定の経緯

	S43.4.1 (制定)	H15.4.10
市長	70 / 100	57 / 100 (▲18.6%)
副市長 (改正当時助役)	48 / 100	37 / 100 (▲22.9%)
議員	手当なし	手当なし

②他市との均衡

●中核市比較 (支給割合はR6.4.1 現在)

	支給割合	支給額	支給額の中核市順位 (62市中)	(参考) 給料額の中核市順位
市長	57/100	28,946,880 円	11位	40位
副市長	37/100	15,504,480 円	13位	44位

●中核市の市長退職手当の状況

	市長		副市長	
最高額	33,120 千円	倉敷市	18,576 千円	下関市
平均額	24,623 千円		13,757 千円	
最低額	16,400 千円	鳥取市	7,693 千円	柏市

●県内の市長退職手当の状況

	市長			副市長		
	支給率	退職手当額	給料月額	支給率	退職手当額	給料月額
佐世保市	57/100	28,947 千円	1,058 千円	37/100	15,504 千円	873 千円
長崎市	51/100	26,830 千円	1,096 千円	35/100	14,986 千円	892 千円
諫早市	55/100	25,344 千円	960 千円	35/100	13,104 千円	780 千円
大村市	50/100	22,320 千円	930 千円	30/100	10,843 千円	753 千円

●諮問案(改正案)の内容

	支給率(案)	支給額	現在との差
市長	51/100	25,900 千円	▲ 3,047 千円
副市長	35/100	14,666 千円	▲ 838 千円

●長崎市との比較

		給与月額	支給割合	支給額	(参考) 中核市順位	(参考) 県内市順位
長崎市	市長	1,096,000 円	51/100	26,830,080 円	16位	2位
	副市長	892,000 円	35/100	14,985,600 円	21位	2位
佐世保市	市長	1,058,000 円	57/100	28,946,880 円	<u>11位</u>	<u>1位</u>
	副市長	873,000 円	37/100	15,504,480 円	<u>13位</u>	<u>1位</u>

●民間企業における役員退職報奨金の目的

「同項(注:法人税法第 34 条 1 項)にいう退職給与とは、役員が会社その他の法人を退職したことによって初めて支給され、かつ、役員としての在任期間中における継続的な職務執行に対する対価の一部の後払いとしての性質を有する給与であると解すべき」(平成 27 年 2 月 26 日東京地裁判決)

●一般職の退職手当の目的

「退職手当は、勤続報償、生活保障、賃金後払いの要素をそれぞれ有していますが、基本的には職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解されて」います。(人事院ホームページ)

## 4 次回審議会に向けての整理事項など

### ①給料・報酬額改定について

- ・改定のパターンをどう考えるべきか。

【報酬額】		【対象者】
引き上げ		全員
現状維持	×	一部のみ
引き下げ		

- ・職員給与改定率の累積を特別職報酬に反映した場合に、それぞれどのような額となるか。  
等々...

### ②退職手当の改定について

- ・諮問内容について、他に検討すべき要素等がないか。

※多様な視点からご意見をいただき、次回の議論に向けて整理していきたいと考えています。